

庭球場等、屋外施設利用者みなさまへ

平素は当スポーツ施設をご利用いただきありがとうございます。かねてより問題にしておりました天候不良によるキャンセル受付について、基準を設けて下記の内容にて運営することになりました。

周知期間を設けるため、実施は令和3年4月からと致します

（【スポーツ施設管理運営規則】から抜粋）

- 3 気象警報発令や天候不良等による施設の利用可・不可の決定は指定管理者が行うが、グラウンド面の状態等で利用できなかった場合は、決められた期日内に利用者から指定管理者にその旨を連絡し、指定管理者が認めた場合、引落の減免もしくは日程の振替又は利用料金の還付を受けることができる。この場合の減免等の内容については各号のとおりとする。
- (1) 気象警報発令時は、全額を減免もしくは日程の振替又は還付。
(2) 利用者が利用することなく、利用不可が決定されたとき、全額を減免もしくは日程の振替又は還付。
(3) 利用者が一旦利用を開始し、利用時間が半分に満たなかった場合、利用料の半額を減免もしくは還付。
※利用時間が半分以上経過した場合は、利用料の減免等は認めない。

注①：オーパスシステムで予約された利用者さま

②：窓口で予約申請をされた利用者さま

A) 雨天等で利用時間全て利用されなかった場合

①の方は利用時間終了後から翌開館日までに、市民総合体育館へご連絡ください。⇒口座振替されないように手続きいたします。

②の方は利用時間終了後から1ヶ月以内に許可書と印鑑を市民総合体育館へご持参ください。⇒振替申請の受付か利用料を全額還付いたします。

B) 一旦利用を開始し、途中で中止された場合

①②の方も**利用終了時**に市民総合体育館へ利用中止の旨をご連絡ください。

① 利用時間が半分未満のとき⇒ 利用料を半額徴収させていただきます。

② 利用時間が半分超のとき⇒ 利用料を全額徴収させていただきます。

※体育館が休館日のときは、翌開館日に**中止時間**の連絡をお願いします。

※上記連絡は、利用（登録）者様ご本人からお願いします（利用者番号と登録者名を確認しています）。

②の方で上記①の場合のみ利用時間終了後から1ヶ月以内に許可書と印鑑を市民総合体育館へご持参ください。⇒利用料を半額還付いたします。

警報発令時は、従来通りキャンセルを承っております

市民総合体育館 管理事務所

☎0721-62-8011 65-0121